

## 22. 会社設立について

外国法人は、チェコ企業家と同等な条件及び範囲内で不動産取得を含む商取引を行う権利がある。単独事業主或いは共同設立者として会社を設立でき、既存のチェコ企業にも参入できる。

外国法人は、チェコで登録した支店、またはチェコ法人を設立することによりチェコ国内で事業を行うことが可能である。4種類の法人形態のうち有限会社（s.r.o.）と株式会社（a.s.）が最も一般的である。その他の法人形態（合資会社（k.s.）と合名会社（v.o.s.））は、税法上の理由で（殆どの場合はドイツ語圏の投資家により）利用される。更に、次の欧州の法人形態がチェコ国内で営業を認められている：ア）欧州経済利益団体、イ）欧州会社S E、ウ）欧州協同組合。支店の事務所も会社も、商業登記することによって設立される。チェコの会社設立には、チェコの公証人による公正証書が必要となる。また、チェコ国外に本社を構え外国法に基づいてビジネス目的で設立された法人は、所定の条件を具備すれば登録事務所をチェコに移転できる。2014年1月1日に私法の改定（具体的には新規民法及び会社法）が施行したことにより私法環境は著しく変わった。

### 支店

外国法人の支店はチェコ法人ではないものの、外国法人の代表として機能し、法人としての責任を負わされる。支店は、本社と一致した事業活動以外は行なう権利がない。また、外国法人を代表し支店業務を担当する権限を与えられた代表者を任命する必要がある。代表者を商業登記簿に登録しなければならない。支店の親会社の設立時に適用された法律が支店の内部取引にも適用される。

## 有限会社（SPOLEČNOST S RUČENÍM OMEZENÝM, s.r.o.）

### 設立

有限会社は、中小企業が一般的である。その設立は、ア）単独（個人または法人）の設立証書、或いはイ）複数の法人または個人が締結した設立趣意書による。設立証書、設立趣意書共に公正証書でなければならない。

### 登録資本金

会社の登録資本金は、出資者の出資によって構成される。各出資者の最低出資額は、1 CZKである。ただし、最低出資額で出資した場合、支払不能（それに伴う法的な経営責任者と所有者への影響も含む）リスクを考慮すべきである。現金以外の出資は商業登記する前に払い込む必要がある。現金以外の出資の場合は、その価値（公認鑑定人の評価した価値）と当該の鑑定人を設立証書或いは設立趣意書に明記しなければならない。現金の拠出額の最低30%は商業登記前に払い込む必要がある。

### 持分権

有限会社は株を発行しない。出資者の拠出額により会社の持分権及びそれに伴う権利と義務が決まる。持分権は登録資本金への拠出額で基本的に決まる。

有限会社は、持分権が一種類以上あり得る。種類により権限と義務が異なる。例えば、ある持分権は、会社に勤める義務が発生したり、他の持分権は、より大きい出資額を拠出する義務を伴ったりする。出資者は、一種類以上の持分権を有することが可能（設立証書または設立趣意書がそれを許可している場合に限る）。

有限会社における持分権は株式会社の株ほど容易に譲渡できない。合意書（公証人の前で署名したもの）が必要になる。出資者が他の出資者に自分の持分権を、総会の承認なしで譲渡できる（設立趣意書に別途定めがない場合に限る）。また、総会の承認を得たうえで出資者が自分の持分権を第三者に譲渡できる（設立証書または設立趣意書の定めによりそのような承認が不要の場合もある）。

持分権は、「kmenový list」という証券により表象することが可能です。ただし、その譲渡が制限されていない持分権または譲渡の条件付でない持分権に限る。譲渡の手段として、口頭または文書による合意、裏書、あるいは手交がある。

### 会社機関

有限会社の企業統治は、株式会社より簡易である。有限会社は取締役会を設置しない。執行機関は、1名もしくは複数の法的な経営責任者から構成される。法律ではその人数を制限しないものの、設立証書や設立趣意書に規定する必要がある。法的な経営責任者は総会（会社の最高機関）、或いは総会の権限を発揮

する単独出資者により任命される。設立証書または設立趣意書に規定しない限り、法的な経営責任者はそれぞれが会社の代表として業務遂行をする。

設立証書または設立趣意書の定めにより、法的な経営責任者が共同機関を構成し、株式会社の取締役会に相当する法的な立場を得られることが可能である

また、監査役会の設置は法的に要求されないが、設立証書または設立趣意書に定めることによって設置可能である。

## 株式会社 (AKCIOVÁ SPOLEČNOST、a.s.)

### 設立

株式会社は、通常は大企業に適用される。単独株主または複数の株主（個人または法人）が定款により設立できる。定款は、公正証書でなければならない。

### 株

株式会社は、紙の株券か電子株券の何れの形によって無記名株式、または登録株式を発行できる。2014年1月1日から紙の無記名株券は無効となり、発行済みのものに関しては、銀行に預託する、または電子株式と交換する必要がある。登録株式の譲渡は定款により制限（例えば、株式の譲渡が株主総会の承認を要する）することが可能であるが、除外はできない。無記名株式の譲渡は、制限することが不可能。紙の登録株式の譲渡手段として、口頭または文書による合意、裏書、あるいは手渡しがある。電子株式は、新規所有者を中央証券保管機関へ登録することにより譲渡される。

### 登録資本金

最低資本金は 200 万 CZK である（または、特定法の定めによりユーロで会計を行なっている会社の場合には 8 万 EUR）。申請した商業登記が完了する前に（定款の定めがあればもっと早く）登録資本金の 30% 以上を払い込まなければならない。

### 会社機関

株式会社の執行機関は取締役会である。取締役会の構成員の選任・解任は、総会（定款の定めに応じて監査役会）により実施される。取締役会は、総会及び監査役会の決議事項以外の事項を決定する。株式会社は、取締役会の活動及び会社の運用を監査する監査役会を設置する必要がある。

取締役会及び監査役会の代わりに、理事会及び単独経営者を設置することが可能。何れかの選択した会社機関構成、（ア）取締役会と監査役会、（イ）理事会と経営者、を定款で定める必要がある。定款で定めた場合、理事会は一人から形成され、その一人が経営者の役割を同時に務めることが可能である。

## 会社設立

上記のように、有限会社も株式会社もチェコの公証人が作成した公正証書により設立する必要がある。

### 口座開設

商業登記（以下を参照）を行なう前に、設立者はその目的で開設した専用口座へ出資金を振り込まなければならない。銀行は、会社の商業登記が完了するまでに、その口座に振り込まれた出資金を当会社（や他の者）に設立関連費用支払以外の目的に使用させない。

専用口座は、銀行と会社の出資金管理者の契約に基づき開設される。出資金管理者とは、出資金（現金・現金以外も）の（商業登記に先立つ）支払の責任を有する個人（設立者またはその他の者）である。外国人も出資金管理者になれる。

出資金管理者は口座開設のために銀行に出頭すべきなので、外国人の場合は実質上難しいので注意が必要。一方、出資金管理者による委任状（署名を公証人が承認したもの）に基づき口座開設を認める銀行もある。煩雑さを避けるため、会社設立（そして出資金管理者の任命）に先立ち、当該銀行と専用口座開設条件の相談をお勧めします。また、口座に預金した出資金を出金する権利を個人に与える場合、当人が銀行に出頭することを要請されることもある。

## 営業許可証及び企業代表

商業登記（以下参照）に先立ち、会社及び支店は営業許可管理局から事業活動に見合った営業許可証（または異なった形の営業許可）を取得する必要がある。そのため、営業許可証の要件に合致することに責任を負う代表責任者(チェコ語で「*odpovědný zástupce*」)を任命しなければならない。80 種類に亘る一般的

な事業活動の許可証(チェコ語で「*volná živnost*」)に関して代表責任者の任命は要求されない。1名の代表責任者が会社の複数の営業許可証に対する責任を負うことが可能。

一方、一人の代表責任者は、4社以上の代表責任者を務めることはできない。

営業許可証申請を提出する他、一つの申請書を営業許可管理局に提出することにより (ア) 営業許可証と、(イ) 税務登録 (物品税と一定の環境税以外のあらゆる税の登録) を同時に行うこともできる。

## 責任・刑事責任

株式会社の株主は、会社の債務を保証しない。有限会社の出資者は、登録資本金のうち未払分のみ会社の債務を連帯で保証する。チェコ企業の法的な経営責任者と経営者と役員は、当然の注意を払ってその職務を履行すべきである (その責任を怠って会社に発生した如何なる損害に対する責任を負う)。ある場合には、影の経営者 (=会社に正式な職務がなくても、実質上チェコの企業を管理している人)、または同じ企業グループのグループ企業も、その影響をもたらしたチェコ企業の損害に対する責任を負うことがある。チェコ法律制度では、法人の刑事責任の概念が認められている。この刑事責任は、チェコ国外で効力を持つ場合がある。この概念により、法人の利益のためにその経営者、従業員、あるいは関係者が罪を犯した場合に、その法人の訴追を可能とする場合がある。

## 商業登記

当該地方裁判所に当たる登録裁判所の管理している商業登記 ([www.justice.cz](http://www.justice.cz) にて公開) を終了してはじめて会社が正式な法人格を持つ。

会社の執行機関が、会社設立後 6 ヶ月以内に (設立証書、設立趣意書、定款で別途定めない限り) 商業登記を申請する必要がある。商業登記の必須の所定書式が法務省のウェブサイトで見ることができる。登録裁判所は、会社の登録または決議を遅滞なく行なう義務がある。

### 書類

商業登記申請に伴い、全ての登記項目を証明する書類を添付する必要がある。特に、以下の書類が含まれる：

- 発起人の有効な設立及び存在の証明書 (商業登記の抄本が一般的) 及び代表者の代表権限を証明するもの (何れも 3 ヶ月以内のもの)、
- 設立証明書、
- 登録資本金の要求最低額が払い込まれた証憑 (通常は該当銀行明細書)、
- 執行機関及び監査機関の構成員が署名した宣誓供述書、及び各構成員による商業登記への個人情報記載に対する合意書、
- 各代表者及び監査役会構成員の無犯罪証明書 (チェコ国民またはチェコが現在の居住地である EU 市民の場合は、チェコの犯罪記録の抄本で、裁判所が自らそれを入手する。代表者が EU 市民の場合は、その出身国或いは最後に滞在した EU 加盟国の犯罪記録の抄本、非 EU 圏の国籍者の場合は、出身国の犯罪記録の抄本が求められる。これらの証明書・抄本は 3 ヶ月以内のものとする。)、
- 営業許可証記録の抄本或いは営業活動に関する他の許可証、
- 登録事務所の所在地の所有者による同意書 (賃貸の場合)。所有者の同意書は、3 ヶ月以内のものとし、公証人の証明した署名が必要、
- 委任状、及び上記書類または申請書の実行に必要なその他の書類 (例えば、弁護士が申請書を提出する場合は、執行機関の各構成員による申請書提出に対する委任状)。

## 不動産取得

2011 年 5 月 1 日以降、あらゆる (法人・個人、EU 市民・EU 圏外市民を問わない) 外国人は、チェコにおいて取得できる不動産の種類に関し制限はない。不動産の購入と譲渡を当該の土地登記所に登録しなければならない。

2014 年 1 月 1 日に適用が開始された新民法により「地上物は土地に属する」という考えが導入された。この考えに即して、地上物は必ず土地の所有者の持ち物になっている。ただし、ある状況下では、地上建物と土地が別個独立である。例えば：(ア) 一角の土地の所有者が、その土地の地上にある建物の所有者と 2013 年 12 月 31 日時点で一致していなかった場合、特定の状況が起こらない限りその建物と土地の法的な所有権が別個独立のままである、(イ) 建物とその土地に付いている各対物訴訟権が異なり、建物の所有権と土地の所有権の合併を阻害している、(ウ) 建物は暫定的な素質、(エ) 法的規定により特定の種類の物が位置している土地に属していないと明確に定めている場合 (例えば電線、下水道、特定の道路)。

土地とその地上にある建物が別個独立の場合、その所有者はお互いに先買権がある（つまり建物の所有者は、第三者に売る前に、土地の所有者に提示する義務がある）。

## データ・メールボックス

各法人は、電子データ保管スペース、所謂データ・メールボックスを持っている。商業登記に登録することにより各法人にこのデータ・メールボックスが自動的に設定される。文書の公式電子送付（特に公共機関よりデータ・メールボックス所有者への送付）を可能とする目的で、国家が運用するシステムです。また、このデータ・メールボックスを介して公共機関との電子通信も可。当該の公共機関がデータ・メールボックスにメッセージを送付した日より **10** 日間後にメッセージ（公式文書）が受理されたと見なされるので、定期的にこのデータ・メールボックスにログインする必要がある。